

令和3年分所得税の確定申告の準備 (1)

— 申告が必要な収入をチェックしよう! —

個人事業者の確定申告で注意しておきたいこと

(1) 支援金等は収入として計上

政府や自治体から事業のために受け取った補助金や新型コロナ関連の支援金等は、収入として計上しなければなりません。

- 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置にともない受給した一時支援金や月次支援金
- 雇用調整助成金
- 事業再構築補助金
- 持続化給付金
- 家賃支援給付金
- IT導入補助金
- ものづくり補助金 等

(2) 家事費は業務上の経費にはならない

仕入代金、広告宣伝費、従業員給与、水道光熱費、その他事業に必要な費用は業務上の経費(必要経費)になりますが、下記は家事費となり業務上の経費として認められません。

- 自分や家族の生活費(家族と食事に行った費用など)
- 娯楽のための費用
- 医療費
- 家族に支払う家賃や給与(青色事業専従者給与を除く)
- 事業主自身の生命保険料(保険料控除の対象)
- 自宅部分の火災保険料
- 自宅の住宅ローンの利息 等

(3) 家事関連費は合理的に按分する

店舗併用住宅の水道光熱費や地代家賃、事業と生活に利用する自動車の諸費用など、事業とプライベートの両方で使われている経費は家事関連費となります。

原則として、家事関連費は必要経費になりません。ただし、業務上必要な部分を明確にして合理的な方法で按分できれば、事業に必要な部分は必要経費になります。

【家事関連費の按分方法の例】

家事関連費	按分方法
地代家賃、損害保険料、減価償却費、修繕費、固定資産税、火災保険料、住宅ローンの利息 等	●面積 ●使用度合 ●使用時間
水道光熱費、電話代、インターネット接続料 等	●使用時間 ●使用頻度 ●照明器具の数
事業と生活用に利用する自動車の保険料、自動車税、車検費用 等	●運行記録から業務使用部分を明確化

出典:TKC事務所通信

確定申告無料相談会のご案内

【不動産等の譲渡・贈与のご相談】

1月19日(水)、26日(水)、

2月2日(水)、9日(水)、16日(水)、22日(火)

【上記以外の一般的な所得税のご相談】

1月20日(木)、27日(木)、

2月3日(木)、10日(木)、17日(木)、24日(木)

【場所】ベイヒルズ税理士法人 【時間】10時~17時

【費用】無料(1時間以内)

※無料相談会のご予約は、0120-676-372までお電話ください。

支援金等は
収入に計上

必要経費と
家事費の
区分に注意!

家事関連費は
按分が必要

